



速度取締り指針

令和 5 年 7 月
湯 沢 警 察 署

速 度 取 締 り 重 点

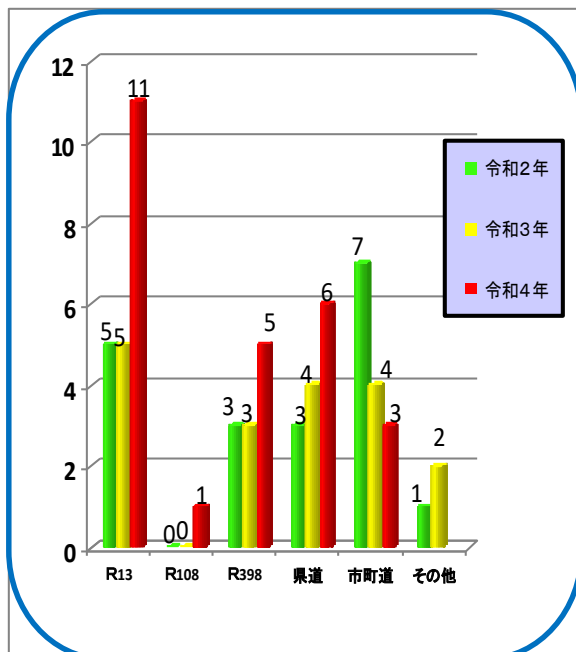
次の路線、時間帯を重点に速度取締り活動を推進する。

ただし事故発生状況等により重点以外の路線、時間帯であっても速度取締りのほか、飲酒運転、信号無視、一時不停止違反、横断歩行者等妨害違反など実情に即した交通指導取締りを実施する。

重点路線	重点時間帯	取締り実施区間	規制速度
国道13号	9:00 ~ 16:00	湯沢市岩崎、小野地区	50キロ
国道108号	9:00 ~ 16:00	湯沢市秋の宮地区	50キロ・法定
国道398号	9:00 ~ 16:00	湯沢市字山谷、羽後町足田地区	50キロ
県道、市町道	9:00 ~ 16:00	湯沢市三梨町、羽後町大戸地区	50キロ

湯沢警察署管内の人身交通事故実態等

～過去3年間の路線別人身交通事故発生状況～



過去3年間の路線別人身交通事故発生状況を比較すると、国道の割合が高い。

令和4年中は、管内3国道で17件（全体の65%）発生している。内、国道13号では11件の発生（全体の42%）で重傷事故が5件発生した。死亡事故1件は県道での発生であった。

例年、夏から秋の行楽期にかけて交通事故の発生が多く、新型コロナウイルス感染症が第五類感染症に移行し、人流が増加することで、今後も重大交通事故の発生が懸念される。

～過去3年間の下半期人身交通事故発生状況～

	発生件数	死者数	負傷者数
令和2年	19	1	20
令和3年	18	2	20
令和4年	26	1	34

- 国道13号は、横手市から山形県へ通じる管内の主要幹線道路で、商業地域や小中高生の通学路となっている市街地を縦断しているため、引き続き速度取締り重点路線に指定して交通取締りを継続する。
- 国道108号、398号及び県道は管内から県境等へ通じる幹線道路で、自動車専用道路と結ばれているインターチェンジもあり、夜間の交通量は閑散であるが、日中の交通量は頻繁である。
- 市町道等の生活道路における人身事故を抑止するため、速度取締りのほか、信号無視や一時不停止、横断歩行者等妨害等違反取締りも実施する。